

MSJ2015 第1号

2015年1月5日

環境大臣 望月 義夫 殿

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎 殿

(一社) 日本哺乳類学会
理事長 梶 光一
(東京農工大学 教授)



奄美大島と徳之島におけるノネコ対策緊急実施についての要望書

拝啓

日頃より日本哺乳類学会の活動に対し、ご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、生物多様性保全上重要な島嶼である奄美大島と徳之島において、ノネコ（野生化したイエネコ）による希少種や他の在来種への捕食圧が看過できない状況となっており、このまま放置すると、希少種の絶滅がおこる可能性があります。そのような事態を防ぐために、別紙のとおり可及的速やかにノネコ対策を実施することを要望いたします。

なお、当学会は、この問題を解決するために協力を惜しまぬ所存です。

当要望書に対する貴職のご対応について、2015年2月1日までにご回答をいただきますようお願いいたします。とくに、「捕獲排除開始の予定期日」を明確に回答していただくようお願いいたします。

敬具

生物多様性保全上重要な島嶼である奄美大島と徳之島におけるノネコ対策の緊急実施要望

日本哺乳類学会

鹿児島県の奄美大島と徳之島は、哺乳類だけをみてもアマミノクロウサギやトゲネズミ類、ケナガネズミをはじめとする固有希少種が多く分布する島嶼であり、わが国のみならず世界的にも生物多様性保全上重要な地域である。現在、両島において、ノネコ（野生化したイエネコ：*Felis catus*）による希少種やその他の在来種への捕食圧が看過できない状況となっており、このまま放置すると、希少種の絶滅がおこる懸念がある。

奄美大島ではノネコの生息数が増加傾向にあること、両島においてノネコが希少種を多く食べており、また、ノネコ侵入地において希少在来種の減少が始まっていることが確認されている。このため、両島の希少種生息地におけるノネコの捕獲排除を速やかに実施する必要がある。

ノネコは繁殖力も捕食能力もきわめて高く、世界的に多くの島嶼において鳥類や小動物を絶滅・減少させてきたことから、IUCN（世界自然保護連合）はノネコを世界の侵略的外来種ワースト100種の1つに選定している。世界各国で様々な対策が実施され、ノネコを排除した地域で鳥類繁殖コロニーの劇的な回復といった成果が得られている一方、十分な対策を取らなかったために在来種の減少・絶滅を招いた事例もある。わが国では、ノネコは外来生物法の特定外来生物に指定されていないこと、特に島嶼では放し飼いという飼育形態が多いため飼いネコとの区別が難しいこと、捕獲後の取り扱いが問題とされやすいことなどから、対策が進んでいない地域が多い。

日本哺乳類学会は、希少種保全の観点から、奄美大島と徳之島において、ノネコの捕獲排除を含む下記の対策を緊急に実施するよう強く要望する。なお、対策の実施のみならず上記のような問題を克服するための普及啓発などについても協力を惜しまない所存である。

*文中「ノネコ」とは、人間に依存せず、自然環境下で自立して生活し繁殖をしているイエネコをさす。また、「飼いネコ」は特定の飼い主によって飼育管理されているイエネコ、「ノラネコ」は人あるいは人間社会に依存して生活するが特定の飼い主をもたないイエネコをそれぞれさす。ノネコ対策の一つとして、TNR（Trap Neuter Return, 捕獲, 不妊化処置, 放獣）が実施されるが、これは不妊化処置個体の次世代の個体数抑制には役立つが、ノネコ対策には捕獲排除が不可欠である。ノネコ対策としては、飼いネコの適正飼養とノラネコ対策およびノネコの捕獲排除などをセットで行う必要がある。

要望事項

1. 奄美大島や徳之島では、希少種がノネコに被害され、その存続が脅かされているため、両地域からのノネコの捕獲排除を緊急に実施すること。
2. 両地域において、新たなノネコを発生させないため、地域住民への普及啓発を徹底し、飼いネコ、ノラネコの管理対策を実施すること。
3. ノネコの影響を受けている希少在来種の生息状況等を調査し、ノネコの捕獲排除に加えて、希少在来種への必要な回復・保全措置を講ずること。

以上



平成 27 年 1 月 28 日
環自野発 1501281 号

(一社) 日本哺乳類学会
理事長 梶 光一 殿

環境省自然環境局野生生物課
希少種保全推進室長 安田 直人



奄美大島と徳之島におけるノネコ対策緊急実施についての要望書について (回答)

野生生物行政の推進にあたりましては、日頃よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
平成 27 年 1 月 5 日付けでいただきました「奄美大島と徳之島におけるノネコ対策緊急実施についての要望書」につきまして下記の通り回答いたします。

記

奄美大島及び徳之島は、現在、奄美・琉球世界自然遺産候補地として登録に向けて林野庁、鹿児島県、市町村とともに作業を進めているところです。アマミノクロウサギをはじめとする両島の希少野生動物は遺産としての顕著な普遍的価値そのものであり、積極的に保護担保を図るべきと認識しています。

奄美大島と徳之島の生物多様性にとって外来生物は大きな脅威です。奄美大島ではマングース防除事業によりマングースの生息数が著しく減少し、一部希少野生動物の生息数と分布の回復が確認され効果を上げているところです。一方で、両島共通した問題としてノネコによる希少野生動物の捕食が大きな問題となっており、森林からのノネコの排除が喫緊の課題となっていることはご指摘の通りです。

環境省では、鹿児島県、市町村、関係団体、専門家と連携・役割分担し下記の対策について早急を実施していきます。

要望書にありました「捕獲排除開始の予定期日」については、以下の 1. (2) に記載のとおり、徳之島については緊急調査捕獲を平成 26 年 12 月から開始しているところであり、現時点で時期は明示できませんが、両島ともに全体的な対策の検討を進め、順化・譲渡及び移送に係る具体的な体制構築の進捗状況等を踏まえて、可能な限り早急に捕獲排除を拡大していきたいと考えています。

1. 奄美大島及び徳之島からのノネコの捕獲排除

(1) 奄美大島及び徳之島におけるノネコ生息実態に基づく対策の検討

平成 26 年度ノネコ生息状況調査において自動撮影カメラにより記録された画像データの解析を行い、奄美大島と徳之島の森林に生息するノネコの個体数、生息密度、分布域等を推定中です。この結果から捕獲を含む効果的且つ戦略的なノネコ対策の方針を県、市町村、関係団体及び専門家と緊密に連携しつつ早急に検討します。

(2) ノネコ緊急調査捕獲

徳之島においては、今年度ノネコの捕食によるアマミノクロウサギ死体の発見件数が増加し、特に緊急を要することから、研究者の協力により環境省がノネコの緊急調査捕獲を平成 26 年 12 月より開始しております。(1) の調査によるノネコの生息状況とアマミノクロウサギの生息密度と被害状況を勘案して優先度が高いエリアを中心に今年度中に最大 20~30 頭のノネコを捕獲します。なお、捕獲個体は、島内の既存施設を活用し、地元 3 町(天城町、徳之島町及び伊仙町)やその他関係者が連携して収容・飼育しています。奄美大島においても体制が整い次第、捕獲を開始する予定です。

(3) ノネコの順化・譲渡

島内の収容施設のノネコ収容可能数には限りがあり、捕獲を本格的に実施する際には順化・譲渡を併せて実施するよう努力していく必要があります。奄美大島、徳之島以外に、鹿児島市など本土への譲渡体制を構築するために、現在、地元関係団体、鹿児島県獣医師会、動物愛護団体、運輸業者の協力を得て、順化・譲渡及び移送に係る具体的な体制構築のために調整中です。

2. 地域住民への普及啓発

ノネコの増加を防止するため、飼い猫等の適正飼養を推進していくための普及啓発等を県、市町村、関係団体及び専門家と連携して進めていきます。ノネコの希少種への影響と飼い猫の適正飼養への理解を深めるためにパンフレットの配布を予定しています。

また、全国の島嶼地域で希少野生動物がノネコの捕食により危機的な状況にあることに関し、国民的理解を得るために、今年度、東京と大阪でのシンポジウム開催を含むキャンペーンを展開します。その中でノネコの希少野生動物生息地からの緊急排除の必要性をアピールするとともに、今後の取組について議論を深めていきます。

3. 希少在来種の生息状況調査と回復・保全措置

奄美大島及び徳之島では、現在、アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ及びオオトラツグミ 3 種の国内希少野生動植物種について、保護増殖事業により生息状況のモニタリングを実施しております。

奄美大島では希少種の生息に大きな脅威となっているマングースの完全排除を目指し防除事業を実施しているところです。マングースバスターズの捕獲努力により、平成 12 年に約 10,000 頭と推定されたマングースは現在 200 頭以下まで減少しています。また、アマミノクロウサギについては交通事故防止のためにドライバーへの注意喚起を含め普及啓発活動を実施しております。

今後ともこれらの取組等を継続、推進し、希少在来種の回復・保全に努めていきます。

いずれの取組についても専門的な知見が必要であり、有識者からの協力と助言が欠かせません。日本哺乳類学会の皆様にも是非御協力をお願いします。